

大洗高等学校の運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。但し、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 運動部活動の活動時間

- (1) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。
但し、大会等に向けた準備が十分でないと判断した場合は、校長は生徒の体調や生活リズムなどに留意しつつ活動時間を調整することができる。

4 運動部活動の朝の活動

- (1) 原則として、朝の活動は行わない。
但し、部活動の実態に応じて、朝に活動をすることが教育的効果の期待できる指導であると校長が判断した場合は行うことができる。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 校長は、茨城県高等学校体育連盟等が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

6 文化部活動

- (1) 文化部活動については、文化部活動の特性を踏まえつつ、県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じて取扱う。

7 その他

- (1) 各運動部顧問は定期的な保護者会開催等に努めるなど、保護者の理解とコミュニケーションの促進を図っていく。
- (2) 校長は、「部活動休養日設定確認表」を作成し、ホームページに掲載する。
- (3) 校長は、各運動部顧問に対して体罰やセクシュアル・ハラスメント等、不適切な指導がないよう日頃から指導・監督に努める。